

情報モラル教育に関連する社会の動向

玉田 和 恵*

要 約

ネット上では、子ども達を巻き込んださまざまなトラブルや事件が頻発している。「子どもたちを情報社会のトラブルから守らなければならない」「子どもたちの情報モラルを育てなければならない」と国・自治体・各種団体・企業レベルで盛んにさまざまな取組が行われている。1990年代後半から、学校現場では子どもたちがネット上で適切な判断や行動を取れるように、情報モラル教育が推進されてきた。そして、2008年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（通称：青少年インターネット環境整備法）」が成立し、情報モラル教育の普及や子どもたちが安全に安心して利用できるネット環境の整備に関する取組がさらに活発になっている。本稿では、さまざまなことに興味や関心を持って学習し成長する「子ども」、子どもをよりよく守り育てたい「保護者」や「学校・教師（教育関係者）」、利益を追求し社会を発展させなければならない「企業（事業者）」、子どもを守り育てる環境を作り出すことと企業や社会の発展を目指す「国（関係各省庁）」の立場の違いに触れながら、上記の取組の概要について述べる。

キーワード：ネット社会、ネット端末、ゲーム機、情報モラル教育、普及啓発、法整備

1. はじめに

1.1 背景

情報社会の進展に伴い、インターネットや携帯電話の普及に続いて、さまざまなモバイルツールやサービスが登場し、ゲーム機等のネット端末化なども含めて、情報モラル教育に新しい対応を迫る状況の変化が毎年のように起こっている。また、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、情報化の利点が非常時に多く活かされるという側面と、非常時に人々の善意や動揺につけこむさまざまな情報が飛び交うという現象が起こり、情報を活用する際に必要となる判断力の重要性がますます明らかになった。

現在、情報社会で子ども達をどう守るか、子ども達がどのような情報活用能力を身につけると問

題が解決するかという議論が盛んに行われている（例えば、松田1999, 玉田2004）。解決策の一つとして、文部科学省を中心として、子ども達がネット上で適切に判断し、行動できるための力（「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」）として『情報モラル』の育成が提唱されており、情報モラル教育の普及が急務となっている（日本教育工学振興会2007）。

子どもたちが遭遇しているネット上でのトラブルは年代を追って変化している。1990年代後半に学校・家庭にインターネットが普及するようになり、パソコンを介してインターネットを利用する際にトラブルが起こるようになった。そして、2000年代前半には、子どもたちにも携帯電話が普及し、携帯電話を介したコミュニケーションサイトへのアクセスが可能になった。オンラインゲーム・プロフィール・SNSなど次々と新たなサービスが出現し、子ども自身が参加して互いにコミュニケーションをすることにより、子ども同士のト

2011年11月28日受付

* 江戸川大学 情報文化学科教授 教育工学

トラブルが頻発するようになった。クラスの友達同士のトラブルがネット上に持ち込まれ、陰湿ないじめが繰り返されたり、ネット上での些細な行き違いが、対面でのいじめや暴力に発展したりする事件が多く発生した。これらの問題は「学校裏サ

イト」という用語の出現により、大きくマスコミに取り上げられて社会問題となった（下田 2008）。そして、2009 年以降には、これまで親が何の警戒もせずに子どもに買い与えていたゲーム機が、いつの間にかネット端末に変化していたという新

表 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画

1. 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進

○学校における教育・啓発の推進

情報モラル教育等の推進／情報モラル等の指導力の向上／学校における啓発活動の推進／「ネットのいじめ」に対する取り組み等の推進（「小・中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する通知を踏まえた適切な対応）

○社会における教育・啓発の推進

地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援／ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供

○家庭における教育・啓発の推進

「親子のルール作り」など家庭における取組への支援／青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援

○教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

○国民運動の展開

社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施／インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援

2. 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

○事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

フィルタリング提供義務等の実施徹底／保護者への説明等の推進

○携帯電話・PHS におけるフィルタリングの高度化の推進

携帯電話・PHS のフィルタリングの多様化・改善の推進／携帯電話・PHS のフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援

○フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

○フィルタリング普及促進のための啓発活動

○フィルタリング普及状況等に関する調査研究

3. 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

○青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援

○ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

ガイドラインの策定等の体制整備の支援／効率的かつ円滑な活動実現のための支援／レイテリング・ゾーニングの取組の支援

○青少年有害情報の閲覧防止等に関する民事紛争の解決活動に対する支援

○青少年のインターネット問題に関する相談等に対する支援

4. その他の施策

○サイバー犯罪の取締り等の推進

取締り推進及び体制強化／捜査当のための良好な協力関係の構築推進

○違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進／事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援

○青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

青少年等からの相談等への対応／名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援

○迷惑メール対策の推進

法の着実な執行その他の総合的な対策実施／国際連携の推進／チェーンメール対策の周知啓発

○国内外における調査

たな問題が浮上した。そして、2011年現在、iPhoneを代表とするスマートフォン、iPadなどの情報端末などが目覚しく普及し、いつでもどこでも常時ネットに接続している状況が起こっている。1990年代から情報モラル教育についての取組はなされていたが、功を奏したとは言えない状況であった。その中で、これらの問題を看過できないという社会の動きが生じ、議員立法として2008年6月に「青少年インターネット環境整備法」が衆参両院による与野党一致で可決され、2009年4月1日に施行された。

この法律は、子どもたちが安全に安心してインターネットや携帯電話を利用できるようにすることを目的としており、学校・社会・家庭への「情報モラル教育の普及」と「青少年が安全安心に活用できるネット環境の整備」が規定された。また、青少年が安全安心にネットを活用できるようにするために、18歳未満の子どもには有害情報の閲覧を制限するフィルタリングを設定することが保護者に義務付けられた。この法律を施行するために、内閣府が中心となって表1のような施策が講じられている。

1.2 目的

本稿では、情報モラル教育に関連するこれまでの流れを以下の視点で整理することを目的とする。

- ・法整備以前から文部科学省を中心に行われていた「情報モラル教育」に関する取組を整理する。
- ・法整備以降の「安全安心なネット環境整備」のための取組について、どのような取り組みがなされ、「保護者」、「学校・教師（教育関係者）」、「企業（事業者）」、「国（関係各省庁）」がそれぞれの立場からどのような意見を述べ、施策が検討されたかについて、筆者が参加した委員会等における議論に基づいて述べる。

2. 情報モラル教育

情報モラル教育は、1990年代後半から文部科学省を中心に学校で実施されてきた。当時は、学

校への情報モラル教育の普及をどうするか、教師が子どもたちに情報モラルをどう指導するかということが主たる検討課題であった。一方、「青少年インターネット環境整備法」成立後は、教師だけでなく保護者をどう啓発するかという観点も注目されるようになり、関係各省庁をはじめ企業・各種団体を含めた社会全体で保護者啓発を含めた情報モラル教育の推進に取り組んできている。本章では情報モラル教育の取組の流れについて概観する。

2.1 2008年以前の情報モラル教育

1990年前後から、学校教育では情報化の進展に伴い「情報モラルの確立」が常に重要事項の1つとされてきた（臨時教育審議会1987、中央教育審議会1997など）。これらの答申を受け、初等中等教育における系統的・体系的な情報教育の在り方について検討することを目的に「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育等に関する調査研究協力者会議」が発足した。その最終報告では、情報活用能力の3つの目標を定義しているが、情報モラルは、そのうちの1つである「情報社会に参画する態度」の中に位置づけられている。「情報社会に参画する態度」とは、「情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画する態度」と定義されている。その後、施行された学習指導要領（中学校2002年施行、高等学校2003年施行）からは、情報教育の核となる「技術・家庭科」や普通教科「情報」で、「情報モラルの必要性について考えること」や「情報モラルの育成を図ること」が内容や指導上の留意事項に明記され、学校教育の中で確実に指導しなければならない事項になった。

その後、文部科学省や各都道府県の教育委員会などで情報モラル教育に関する施策が実施され、教材・指導案の開発及び情報モラル教育の研修などが盛んに行われるようになった。しかし、2004年に実施された情報モラルに関する調査（コンピュータ教育開発センター2005）では、「各教科等にお

ける授業を行う際に、情報モラルの育成を念頭に置いておくべきか」という問いに対しては、全ての校種において校長・教員共に念頭に置くべきだという回答が9割を超えていたが、実施について「最近1年以内に自身の授業等で情報モラルに関する内容を扱ったか」という問いに対して、扱ったと回答した教員の割合は、わずかに小学校17.6%、中学校19.1%、高等学校17.6%であった。このことから、情報モラルの必要性を認識しながらも、実施している教員が非常に少ない状況であることがうかがえる。その理由としては、個々の児童・生徒の置かれている情報環境の違いや、保護者の考え方の違い、自らの情報モラル指導力の不足などから、教師が情報モラルの指導に難しさを感じていたことなどが考えられる(玉田2007)。

また、当時の保護者は、自分自身が情報モラル教育を受けたことがなく、機器に接触した経験も乏しかったため、子どもたちに何の指導もせずにインターネットの使用を許可し、携帯電話を買い与える状況であった(村田2008)。

2.2 2008年前後の情報モラル教育

2007年には、文部科学省が実施した情報モラ

ル指導サポート事業の中で情報モラル指導モデルカリキュラムが開発され、『『情報モラル』指導実践キックオフガイド』という冊子に掲載され全国の小中高校に配布された(図1)。また、2008年3月に告示された新学習指導要領(小学校2011年施行、中学校2012年施行、高等学校2013年施行)では、小学校段階から情報モラルの指導に取り組むことが謳われ、総則に情報モラル教育の徹底が明記された。そして、小・中学校の「道徳の時間」には「生徒の発達段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること」ということが明記された。

2008年以降、表1に示すように「1. 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進」が青少年インターネット環境整備法に基づく施策の大きな柱となっているため、普及啓発活動やマスコミでの報道が活発になり、学校・教師・保護者の情報モラルに対する関心は高まった(東京都小学校PTA協議会2009)。新学習指導要領で小学校段階から情報モラルの指導に取り組むことが義務付けられたこともあり、すべての学校で内容の差はあるものの情報モラル教育が実施されるようになった(例えば長野県総合教育セ

●情報モラル指導モデルカリキュラム(大目標・中目標レベル)

分類	Level1 小学校1-2年	Level2 小学校3-4年	Level3 小学校5-6年	Level4 中学校	Level5 高等学校
1. 情報社会の理解	<p>a 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ</p> <p>a1→約案や決まりを守る</p>	a1→相手の影響を考え行動する	a1→他人や社会への影響を考慮して行動する	情報社会への脅威に対して、責任ある態度で臨み、義務を果たす	a1→情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する
	<p>b 情報に関する自分や他人の権利を尊重する</p> <p>b1→1人の行ったことの大切にする</p>	b1→自分の権利や他人の権利を大切に守る	b1→情報でも、自分の権利が守られることを知り、尊重する	情報に関する自分や他人の権利を理解し、尊重する	b1→個人の権利や個人情報、著作権などを理解し、尊重する
2. 法の理解と遵守	c 情報社会でのルールマナーを遵守できる		c1→11のルールマナーに反する行為を知り、絶対に守る	c1→過去や行為は許可が知り、違法だとわかれば行動は絶対に行わない	c1→情報に関する法の内容を積極的に理解し、適切に行動する
			c2→ルールやまを守るといふことの社会的意味を知り、尊重する	c2→認知(耳 聴き取り)に関する基本のルールや法の内容を知り、尊重する	c2→情報社会の活動に関するルールや法を積極的に理解し、適切に行動する
			c3→認知行為の意味を知り、勝手に行動を行わない	c3→認知の意義や考え方を理解し、勝手に行動を行わない	c3→認知の内容を正確に理解し、適切に行動する
3. 安全への配慮	d 情報社会の危険から自身を守ると共に、不適切な情報に対応できる		d1→予測される危険の内容がわかり、避ける	d1→安全上の危険から、情報社会の特性を理解する	d1→情報社会の特性を認識しながら行動する
	<p>e1→不審な情報に出会ったとき、大人に意見を求め、適切に行動する</p>	e1→不審な情報に出会ったとき、大人に意見を求め、適切に行動する	e1→不審な情報に出会ったとき、大人に意見を求め、適切に行動する	e1→トラブルに遭遇したとき、主体的に解決方法を知らず	e1→トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決でき知識・技能を習得する
	e 情報を正しく安全に活用することに関与できる		e1→情報を正確さを判断する方法を知り、適切に行動する	e1→情報を正確さを判断する方法を知り、適切に行動する	e1→情報の信頼性を積極的に理解し、適切に行動する
	f 安全や健康を守るための行動を抑制できる		f1→健康を守るような行動を抑制する	f1→健康の面(肌荒れ、情報デバイスの開閉)から健康を、適切に行動する	f1→健康の面(肌荒れ、情報デバイスの開閉)から健康を、適切に行動する
	f2→決められた利用の制限や対応を適切に行動する		f2→2人の安全を脅かす行為を行わない	f2→2人の安全を脅かす行為を行わない	f2→自分の安全(肌荒れ、情報デバイスの開閉)から健康を、適切に行動する
4. 情報セキュリティ	g 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		g1→不正利用や不正アクセスがないことを確認できる	g1→情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身に付ける	g1→情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身に付け、適切な行動ができる
	h 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる		h1→情報の破壊や流出を防ぐ方法を学ぶ	h1→情報の破壊や流出を防ぐ方法を学ぶ	h1→情報セキュリティに関する、事前・事後・緊急時の対策が実行できる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		i1→ネットワークが利用の場であることと意識を持つ	i1→ネットワークの公共性を意識して行動する	i1→ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

a1→1次目標(小1-2年) a1-1) 2次目標(小3-4年) a1-2) 3次目標(小5-6年) a1-3) 4次目標(中1-2年) a1-4) 5次目標(高1-2年) a1-5) 6次目標(高3)

図1 情報モラル指導モデルカリキュラム

※上の表の枠内が緑色(藍色)に塗りつぶされたものは、緑色(藍色)の意味合いが強い。また、枠外に「()」で囲まれたものは、緑色(藍色)の意味合いが弱い。

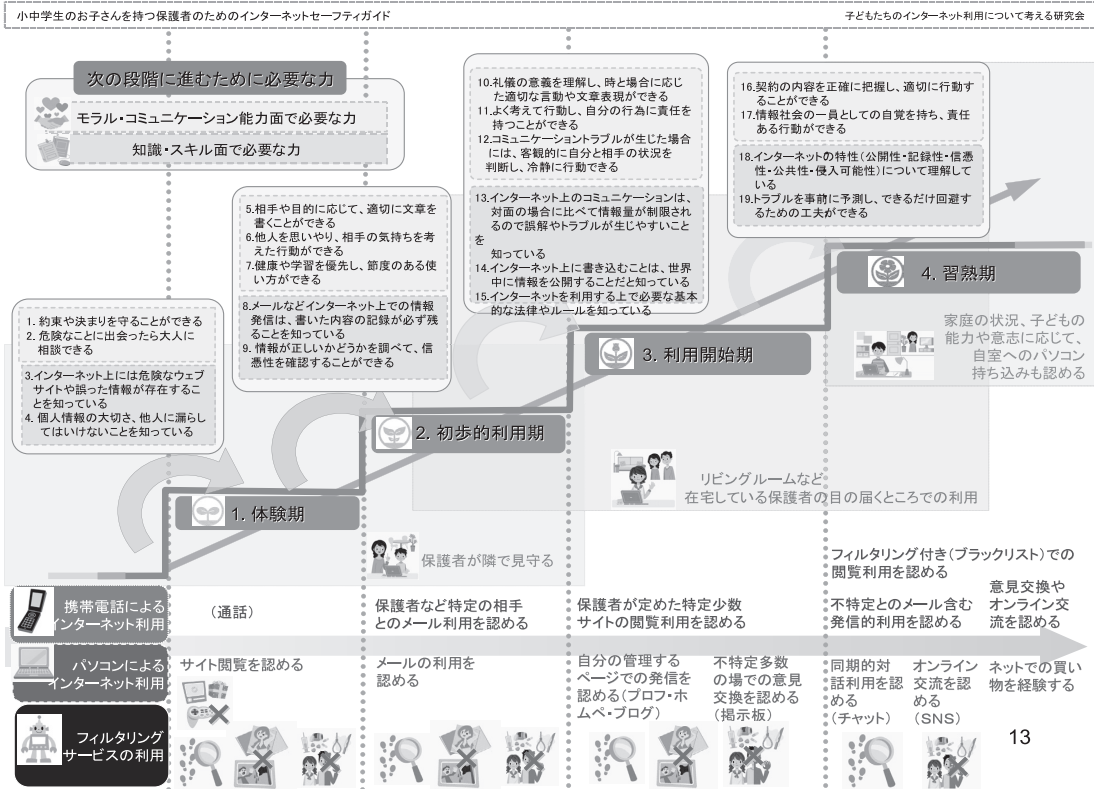


図2 各種団体の取組：子どものインターネット段階的利用モデル（子どもネット研より）

表2 企業の取組：各種企業から発信されている啓発のための教材例

<p>●NTT ドコモ「ケータイ安全教室」 http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/social/educational/safety/outline/index.html</p> <ol style="list-style-type: none"> 小学生向け教材ダウンロード 中学生・高校生向け教材ダウンロード 保護者・教員向け教材ダウンロード <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちとケータイ（携帯の機能と子どもたちの実態） 被害者にならないために トラブル防御方法 加害者にならないために ケータイと正しく付き合うために（使いすぎやルールの話） お子様にケータイを持たせる前に、ルールを決めましょう 相談窓口
<p>●KDDI ケータイ教室 http://www.kddi.com/corporate/csr/activity/anshin/kyoshitsu/book/index.html</p> <ol style="list-style-type: none"> 小学生向けテキストダウンロード 中学生・高校生向けテキストダウンロード 保護者・教職員向けテキストダウンロード <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちの「ケータイ」の使い方 ケータイから起きたトラブル・犯罪事例 子どもたちを守るために（ルール、時間設定、見守り・見直し、相談）相談窓口

ンター 2010)。また、保護者は、子どもに携帯電話を持たせることにある程度慎重になり、ネット上で起こっていることについて勉強会を開く動きも見られるようになった。ただ、これらの動きは熱心な保護者に止まり、無関心な保護者は学校の啓発行事にも参加せず、携帯電話を何の指導やしつけもなく買い与える状態が続いている（玉田 2011）。

2.3 企業・各種団体による情報モラル教育

3章で述べるが、ネット事業に関連した企業は、「安心安全なネット環境の整備」に関して違法有害情報を掲載した場合の罰則を伴う法的規制を免れる一方で、児童生徒・保護者・学校関係者へのフィルタリングの知識を含めた情報モラル教育の積極的な普及啓発が義務付けられた。

これを受けて、ネット事業に関連した各種団体の動きは盛んになった。たとえば、主な団体の1つである「e-ネットキャラバン運営協議会」は、財団法人マルチメディア振興センター及び通信関係団体、趣旨に賛同する企業が結成し、保護者・教職員を対象とした「e-ネット安心講座」の講師派遣を行っている。また、「安心ネットづくり促進協議会」は、良好なインターネット利用環境の構築のために、これまでの電気通信関係の省庁だけでなく、利用者、産業界、教育関係者などが民間主導で取組を行うことを目的に設立された。主に、情報リテラシーの向上やインターネット利用環境整備に関する知見の集約を行っており、情報モラルの普及啓発にも盛んに取り組んでいる。

ネット事業に関連した個々の企業も、情報モラルの普及啓発を目指した活動を行っている。たとえば、ヤフーとネットスター（携帯電話のフィルタリングソフト開発会社）が中心となって設立している「子どもたちのインターネット利用について考える研究会（通称：子どもネット研）」では、子どものインターネット段階利用モデルを提案している（図2）。また、個々の企業のホームページには、表2に示すように、「小学生向け」「中学生・高校生向け」「保護者・教師向け」の情報モラル教材が掲載されており、要請をすれば講師を

無料で派遣するシステムを構築しているところが多くある。

ただし、企業が行っている情報モラル教育の多くは、当該企業のサービスを利用することを前提とした内容である場合が多い。例えば、携帯電話事業者であれば携帯電話を利用する場合に注意する項目が中心となっており、オンラインゲームサイトを運営している事業者であれば、当該オンラインゲームサイトを利用する場合の注意事項が中心となっている。そのため、当該企業のサービスを利用しないという選択肢がないという問題点がある。

3. 安全安心なネット環境整備

青少年インターネット環境整備法に基づく施策として、青少年にとって安全安心なネット環境の整備に関する項目（表1の2~4）が掲げられている。これらの施策では、違法有害な情報にどう対処するかということが大きなテーマとなっており、サイバー犯罪の取締り、違法有害情報を掲載した際のネット事業者の責任、遮断するためのフィルタリング・ブロッキングなどに関するガイドラインや普及に関する議論が中心となっている。関係各省庁が表1に関連する事業を推進するために多くの委員会を設置している。参加者はどの委員会でもメンバーの属性構成はほぼ同様である。図3に示すように子どもたちとネットを取り巻く関係者として、子どもを育てる「保護者」、保護者と連携して児童生徒への教育を行う「学校・教師（教育関係者）」、機器やサービスを提供し利益を追求する「ネット事業者（ネット事業者には、インターネットサービスプロバイダ、携帯電話、オンラインゲームなどのコンテンツ提供、フィルタリングなどインターネット上で事業を行っている企業等が含まれる）」、「関連団体」、子どもを守り育てる環境を作り出すことと企業や社会の発展を目指す「国（関係各省庁）」である。本章では、筆者が参加した委員会において、上記のメンバーがそれぞれの立場でどのような議論を行ったかについて述べる。

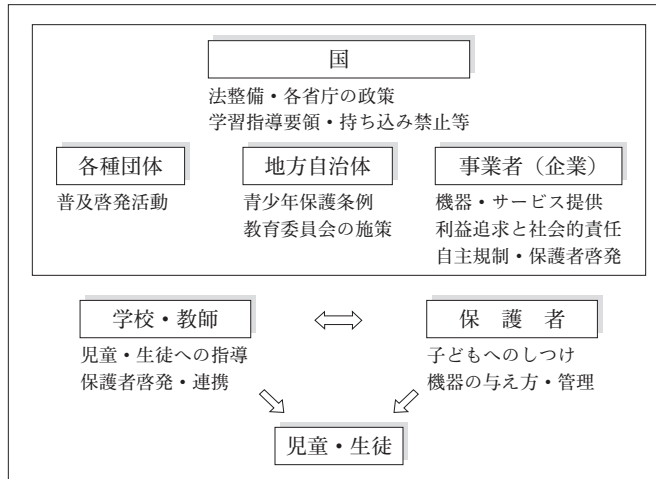


図3 子どもとネットを取り巻く社会の構図

3.1 法的規制か自主規制か

青少年インターネット環境整備法が成立する前後には、青少年に有害となる情報の掲載を許可したネット事業者に対する罰則などが議論されていた。経済産業省では「電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題の検討会」が設置され、有害情報対策についての罰則規定をどうするか、インターネット・コンテンツ産業の健全な発展のためにどのような取組が必要かということが検討された。青少年有害情報対策に関する主な法的課題として「違法・有害情報の類型ごとに求められる対応」、「サイト管理者が閲覧防止措置をとった際に情報を書き込まれた場合のサイト管理者と情報を書き込んだ者との責任」、「違法・有害情報が記載されているサイトのリンクやトラックバックがサイトに張られている場合のサイト管理者の責任」などが論点として挙げられていた。検討会の下に「違法・有害情報に関する法的課題ワーキンググループ」が設置され、青少年に関連した問題点についての検討がなされた。

「保護者」や「学校・教育関係者」は、子どもたちのネット利用状況や発達段階による保護の必要性を訴え、子どもたちがトラブルに巻き込まれないようにするためには、違法・有害情報を子どもたちが閲覧できないようにするために、ネット

事業者に対して罰則を伴う法的規制を要望した。一方、「ネット事業者」や関連団体は、違法な情報についてはある程度判断できるが、有害情報をどのような基準で判定するのが困難であることや、ネット事業者側で削除や掲載拒否をした場合、発信者から「表現の自由」を問題にして訴えられる可能性があるということを主張した。また、海外のサイトを利用した発信などについて規制をすることは不可能だという意見も出された。「国(関係各省庁)」からは、子どもの状況については早急に何らかの対応をしなければならないが、「表現の自由」については慎重に考慮する必要があるということが述べられた。

この議論を通して、違法・有害情報の掲載を許したネット事業者に対して、罰則を伴う規制が法的に制定されるかと思われたが、2009年度以降それらの議論は立ち消えになり、法的規制ではなく企業の自主規制という流れになった。「2.3 企業・各種団体による情報モラル教育」で述べたように、事業者は法的規制を免れた代わりに、情報モラル教育の普及啓発が義務付けられた。

3.2 違法・有害情報のフィルタリング

青少年インターネット環境整備法では、フィルタリング等によって違法・有害情報を18歳未満の青少年に触れさせないようにすることが保護者

に義務付けられた。フィルタリングについての議論は、2003年に「出会い系サイト規制法」が成立した頃から経済産業省の委託事業として「財団法人インターネット協会」が事務局となって「レイティング／フィルタリング連絡協議会」で行われている。

この協議会では、当初、青少年に違法・有害な情報として、ポルノ、暴力、モバイルコンテンツ、オンラインゲーム等を対象に、国内外のレイティングについての調査研究及び基準が検討された。その後、オンラインゲームについては2002年から家庭用ゲームソフトを対象とする年齢別レイティング制度の運用を開始した「コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）」の活動を参考に、年齢に応じてどのような内容のものを利用許可してよいかで議論された。

その後2008年頃からは、青少年がコミュニティサイトを通じて、情報を発信することによって生じるトラブルについての議論が中心となった。プロフィールサイト、SNS、オンラインゲームの対話機能などの出現により、青少年が個人情報を無防備に開示するために悪意の第三者から標的にされるケースや、青少年同士がお互いの書き込みやネットいじめ等で加害者になることについて、どのようにフィルタリングで対応していくかということが検討された。その結果、サイトを評価する観点として、ユーザ間で自由にメッセージを取り取りできる「ダイレクトメッセージ」機能の有無、年齢を絞り込んで検索できる「検索」機能の有無、「コメント管理」機能、「紛争・通報対応」、「監視の体制」などが挙げられた。コミュニケーションサイトを運営するネット事業者からは、年齢別にサイト利用をするゾーニングを目指したが、実際には利用者側の年齢詐称などの可能性もあるためゾーニングは不可能に近いということが報告された。

なお、携帯電話を中心としたコンテンツについては2008年から「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）」が審査認定を行っている。

2009年からはネット対応になったゲーム専用機のフィルタリングに関する話題が新たな問題と

して浮上してきた。そこで、2011年に情報流出問題で騒がれた大手ゲーム機会社が委員会に招かれ、ゲーム機のネット端末化についての説明が求められた。

「保護者」から、「保護者がネット接続の設定をしていないのに、子どもが遊んでいたら当該会社のゲーム機からネットへの接続が可能になった。多くの家庭で、インターネットや携帯電話は、通信目的に購入・活用されているため警戒し、慎重に対応するようになってきたが、ゲーム機は幼稚園の子どもにも警戒せずに買い与えられている。そのゲーム機がいつの間にか勝手にネット端末になったのは倫理的に問題があるのではないか」という質問がなされた。

ゲーム機会社からの回答は、「お子さまに、簡単にネット接続の設定ができるようなものではありません」という内容であった。その後「国（関係各省庁）」からネット接続に関する質問がなされたが、ゲーム機会社は子どもが簡単に接続できるものではないという主張を繰り返し、接続手順を詳細に説明した。

議論の中では、ゲーム機の設定についてその場で再現することができなかつたため、ゲーム機会社からの説明をそのまま議事録に残すのみであったが、後日筆者が調べたところ、ネット接続が難しいのは有線LANの場合のみで、無線LAN環境の場合には何の設定もなく自動的にネット接続が可能になることがわかった。自宅に無線LAN環境がない場合でも、ファーストフード店や大型家電量販店等の無線LANスポットに行けば子どもたちでもゲーム機から簡単にネット接続ができるのである。

議論の際にゲーム機会社からは、無線LANについての説明はなされなかつたため、子どもには簡単に接続できないものだという情報のみ共有されたのである。企業の倫理が問われる問題ではないかと思われたが、その後もこの件について厳しく追及されることはなく、ゲーム機もネット端末になったということで、当該ゲーム機会社も「ネット事業者」として、「レイティング／フィルタリング連絡協議会」に加わることとなった。

3.3 児童ポルノのブロッキング

フィルタリングは、ユーザ側での情報の遮断についての方法であったが、ブロッキングはサーバ側で有害情報を遮断するための方法である。ブロッキングについては、警察庁からの委託事業として「財団法人インターネット協会」が事務局となって「児童ポルノ流通防止対策専門委員会」が設置されている。ブロッキングの方法については、ドメインごとブロックするDNSブロッキングと、パケットフィルタリングとWebフィルタリングの2段階でブロックするハイブリッドフィルタリングの方式などが話題になった。

「保護者」や「学校・教育関係者」は、子どもたちに有害な情報はできるだけ見せたくないため、厳しいブロッキングをネット事業者に求めた。「ネット事業者」からは、「厳しいブロッキングをするためにはドメインごとブロックするDNSブロッキングが技術的には容易であるが、善良なユーザのページも遮断される可能性が高くなるため慎重に実施する必要がある。ハイブリッドフィルタリングは、新たな設備投資が必要となるため現段階での適用は困難である」という意見が出された。また、「表現の自由」が関係するためブロッキングは非常に難しい処理であるということも述べられた。「国（関係各省庁）」からの意見は、国が児童ポルノを規制・監視するのではなく、ネット事業者が中心となって自主的に児童ポルノに関する有害サイトをリストアップして管理して欲しいというものであった。

最終的には、ネット事業者が自主的にアドレスリストを管理することとなった。「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」の設置及び運用ガイドラインが提言され、ネット事業者の団体が中心となって、2011年3月に「インターネットコンテンツセーフティ協会」が設立された。協会の業務内容は、警察庁やインターネット・ホットラインセンター（IHC）から情報提供を受けて、複数の判定アドバイザーがブロッキングの対象となるアドレスリストを作成し、ネット事業者に提供することである。

4. まとめと今後の課題

3章で述べた3つの議論の流れは、全て共通している。「保護者」や「学校・教育関係者」からは、子どもたちのネット利用状況や発達段階による保護の必要性を訴え「子どもの安全を確保するために、国が厳しい規制を設けてネット事業者を管理して欲しい」という主張がなされた。「ネット事業者」からは、「現状では技術的に困難なことや『表現の自由』との関係から、できるだけ厳しい規制は避けたい」という意見が出された。「国（関係各省庁）」からは、「子どもの安全安心なネット環境の整備は急務であるが、国として法的規制をするのではなく、ネット事業者の自主規制で乗り切りたい」と結論が出され、全ての事項について事業者による自主規制での対応が行われることとなった。

要するに、どの議論においても「保護者」、「学校・教育関係者」の意見は参考に留められ、「事業者（企業）」の意見が優先され、「国（関係各省庁）」が主導して罰則を伴う規制をかけることは避け、「事業者（企業）」による自主規制と啓発活動で問題解決を目指すことになっている。次世代を担う健全な青少年を育成するという目標については誰も疑うことはないが、そのために企業活動を抑制することは日本ではなされないのである。健全な青少年を育成するためには「事業者（企業）」に高い倫理観を求めるとともに、「保護者」・「学校・教育関係者」が情報モラル教育を確実に実施することが求められているのである。

1990年代初頭から始まりさまざまな施策が行われている情報モラル教育であるが、まだまだその効果が定着したと言える状態ではない。どうやったら子どもの安全を守り、情報モラルを高めることができるかということを、世の中全体で考えていくとともに、目まぐるしく進展する情報環境の中で、子どもたちを健全に育成するためにはどうしなければならないかということを、「情報社会の進展と青少年の健全な育成」という視点から真剣に議論しなければならない時が来ていると考え

られる。

以上、本稿では、ネット上での子どもたちの問題を解決するために2008年6月に成立した「青少年インターネット環境整備法」を中心に、「情報モラル教育の普及」と「安全安心なネット環境の整備」に関する取組について整理した。次世代を担う健全な青少年を育成するために、社会全体で、子どもたちの情報モラルの育成や安全安心なネット環境の整備に努めなければならない。

謝 辞

本研究は、平成23年度日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(C)の支援を受けて行った。研修でご協力くださった各先生方、関係各方面の方々に感謝いたします。

参考文献

e-ネットキャラバン

<http://www.e-netcaravan.jp/> (参照日 2011. 05. 10)

インターネット協会、『『児童ポルノ流通防止対策専門委員会』の発足について』

<http://www.iajapan.org/press/20101220-press.html> (参照日 2011. 05. 10)

インターネットセーフティ協会

<http://www.netsafety.or.jp/> (参照日 2011. 05. 10)

インターネット・ホットラインセンター (IHC)

<http://www.internethotline.jp/> (参照日 2011. 05. 10)

警察庁 (2011), 「官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究報告書」, 警察庁

経済産業省 (2008), 「電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会」

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g80729cj.html> (参照日 2011. 05. 10)

コンピュータ教育開発センター (2005), 「情報モラルに関する調査報告書」, コンピュータ教育開発センター.

コンピュータエンタテインメントレーティング機構 (CERO) (2002)

<http://www.cero.gr.jp/> (参照日 2011. 05. 10)

情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育等に関する調査研究協力者会議 (1998), 「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育等に関する調査研究協力者会議最終報告」, 文部省.

松田稔樹 (1999), 「『情報モラル』をどう捉えて教育するのか」, 『日本教育工学会第15回全国大会講

演論文集』, pp. 17-18.

文部省 (1987), 「臨時教育審議会第3次答申」

文部省 (1997), 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (中央教育審議会第二次答申)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuouou/toushin/970606.htm (参照日 2011. 05. 10)

モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA)

<http://www.ema.or.jp/ema.html> (参照日 2011. 05. 10)

村田育也・鈴木菜穂子 (2008), 「携帯電話を使用するために必要な未成年者の責任能力について——未成年者が関わった出会い系サイト関連事件の新聞報道を基にして——」, 『日本教育工学会論文誌』, 32-4, pp. 435-442.

長野県総合教育センター (2011), 「情報モラル教育の充実を図る研究調査」

http://www.edu-ctr.pref.nagano.jp/kenkyu_chousa/project/jousan.pdf (参照日 2011. 05. 10)

内閣府 (2009), 「青少年インターネット環境整備法について」

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/seibi_law/index.html (参照日 2011. 05. 10)

日本教育工学会 (2007), 「すべての先生のための『情報モラル』指導実践キックオフガイド」, 日本教育工学会, 東京.

下田博次 (2008), 「学校裏サイト」, 東洋経済新報社, 東京.

総務省 (2009), 「安心ネット促進プログラム」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090116_2.html (参照日 2011. 05. 10)

玉田和恵・松田稔樹 (2004), 「『3種の知識』による情報モラル指導法の開発」, 『日本教育工学雑誌』, 28, pp. 79-88.

玉田和恵, 波多野和彦, 松田稔樹 (2007), 「学校現場における情報モラル教育の現状と課題」, 日本教育工学会第23回全国大会講演論文集, pp. 165-168.

玉田和恵・松田稔樹 (2010), 「情報モラルを取り巻く社会状況と学校・保護者の役割」, 『日本教育工学会研究会報告集』JET 10-1, pp. 215-222.

玉田和恵, 松田稔樹 (2011), 「保護者自身が情報モラルを子どもに教えるための教材開発」, 『日本教育工学会研究会報告集』JSET 11, 2, pp. 145-152.

玉田和恵 (2011), 「ネット社会への入り口としてのゲーム機と青少年の情報安全に関する議論」, シミュレーション&ゲーミング, 21(1), 69-75.

東京都小学校PTA協議会 (2009), 「保護者と先生の意識調査2009」, PTA 東京.

レイティングフィルタリング連絡協議会 (2011)

<http://www.iajapan.org/rfccouncil/> (参照日 2011. 05. 10)